



セミナー報告

12月17日（木）虎ノ門パストラルにおいて、新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会平成10年12月セミナーが開催されました。

講師として、通産省産業政策局新規産業課の藤原豊課長補佐及びRDF全国自治体会議から三重県環境部廃棄物対策課の吉川新副参事をお迎えいたしまして、100名以上の参加のもと、約2時間半にわたりセミナーが行われました。

議事次第

1. PFIに関する最新の動向など
講師：通産省産業政策局新規産業課 藤原 豊氏
2. 自治体側からみたPFIのメリットと課題：RDF発電の例
講師：RDF全国自治体会議 吉川 新氏

■ PFIに関する最新の動向など

講師：通産省産業政策局新規産業課
藤原 豊氏

1. PFI推進法案について

(1) 最近の動向について

11月27日から12月14日にかけて開催されました臨時国会でも、「PFI推進法案」は成立せず、現在、継続審議扱いとなっております。したがって、政府としましては、1月19日に開会される予定の通常国会におきまして、「PFI推進法案」が早々に審議され、早期に法案が成立するものと期待しております。

(2) 自民党PFI推進調査会について

2月に自民党の政務調査会の下に「PFI推進調査会」が設けられました。

会長は山崎拓前政調会長が務めておりましたが、現在は池田行彦政調会長です。そして、副会長には小杉隆先生、事務局長には木村義男先生、事務局次

長には岩井國臣先生が就かれております。

この推進調査会において「PFI推進法案」が策定されたわけですが、8月の調査会では、PFI関連の税制、予算及び財政投融资等の要求等について、各省庁に対するヒアリング等が行われました。そして、明日開かれます調査会では、これらの最近の状況につき各省庁から報告される予定となっております。

2. 関係省庁の動向について

「PFI推進法案」については所管大臣は存在しませんが、多くの省庁にわたる事項の総合調整を図るための連絡会議が、内政審議室の主催により、既に構築されております。また、その下の庶務については、経済企画庁と、10月からは法案を審議している建設委員会からの要望を受けた形で国土庁とが、担当する体制になっております。

このうち、経済企画庁は、9月1日から、各省庁からの連携の下、「PFI推進研究会」を設置し、樋口廣太郎アサヒビール会長を座長とし、12名の本委員と7名の特別委員による議論が行われているところで

す。これまで5回ほど本研究会が、また、特別委員7名による特別委員会も3回ほど開催されたところです。経済企画庁としては、近々中間報告書を公表する予定(事務局注;1月26日公表)とのことです。

3. 緊急経済対策について

緊急経済対策につきましては、11月16日に、来年度予算を含めて総額約24億円の経済対策が政府として決定されております。雇用創出、新規事業創出、金融システムの安定化を網羅的にカバーした経済対策となっております。

今回の経済対策は堺屋経済企画庁長官の色も大分出ておりますが、経済再生の道筋、シナリオが書かれております。経済成長については2年連続マイナス成長だったわけでありましたが、来年度は、とにかくプラス成長にしなければならない。そして、12年度以降は民間主導の安定成長軌道に乗るということにしていくことを目標としています。11年度、12年度を産業再生期間と位置づけて、あらゆる役所の施策を景気浮揚のために講じ、13年度以降は民間に任せようといったシナリオとなっております。

PFI関係につきましては、社会資本の重点整備という項目で、「民間資金を活用する観点からPFIの推進のため、所要の措置を講ずる」ということが明記されております。今回の緊急経済対策としてもPFIは非常に重要だという認識で、政府全体としてPFIを引き続き推進していくことが、表明されております。

4. PFI関連の支援策(予算、財政投融资、税制等)の状況について

(1) 予算

予算につきましては、基本的には各省庁が既存の予算の中で、PFI事業のための枠を設けていくことで、予算要求をしております。また、経済企画庁では、最終的には関係省庁に配分されることが予定されておりますが、国とか地方自治体におけるPFI事業の早期の形成・実施、普及促進のための費用(シンポジウム、セミナー等の開催費等)を要求されております。また、国土庁では3次補正の中で調査費等を要求しております。

(2) 財政投融资

財政投融资につきましては、法律成立とは独立して、4月の総合経済対策の一環として、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫に施設横断的な制度として「プロジェクトファイナンス型PFI対応融資制度」が創設され、RDF発電施設、リサイクル施設、熱供給施設、一般廃棄物処理施設、移動通信実験用サーキット施設の5つの施設にを対象としてスタートしております。そして、来年度に向け、新たに運輸省関係の3施設(港湾施設、観光施設、物流基盤施設)の追加を要求しているところです。

(3) 税制

税制につきましては、12月16日に自民党の税制調査会が来年度の税制改正大綱を公表しております。PFIについては、特別土地保有税の非課税が認められており、それ以外の関係税制(登録免許税、特別償却・割増償却、準備金、不動産取得税、事業所税、固定資産税)については、法律が通った段階等で検討するという言い方がされております。このことから、できるだけ早く法案を通す必要があると考えております。

5. 規制緩和について

その他、政府内に、行政改革を推進し、小さな政府の実現を目指すことを目的設置された行政改革本部(本部長は小淵総理大臣)という組織がありますが、その中の規制緩和委員会という専門の委員会(委員長は宮内オリックス社長)の動向についても注目する必要があります。あらゆる経済的規制を可能な限り撤廃していこうということで4月から検討を行っておりますが、その中に「公共工事・住宅・土地」というワーキンググループ(座長は岩田規久夫学習院大学経済学部教授)があり、12月15日に「規制緩和についての第1次見解」というものが出されました。その中で、PFIに関しましても、「公共施設等の設置・管理に関する法律その他関係法について、個別具体的に検討を行い、その結果として、国民に対して、低廉かつ良好なサービスが提供されることが重要である」と記載されております。

6. 通産省関係の状況について

通産省では、昨年の10月以来、富士通総研の光多常務を座長に民間主導型インフラ研究会というものを開催しており、6月に中間報告「日本版PFIの実現のために」という報告書を公表させていただいております。現在は、さらにPFIを積極的に推進するために、一層の規制緩和や支援策についての検討を進めております。当省としては、法案が成立すれば、3か月以内に施行されることから、予算、税、財政投融资のさらなる充実に努めるとともに、引き続き規制緩和というところで民間の方々を積極的にバックアップさせていただきたいと考えている次第であります。

また、私どもが特に力を入れております分野は、新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会と連携させていただいておりますように、RDF発電を中心としたごみ発電の分野であり、厚生省とも連携しながら、法律が出ましたら速やかにプロジェクトが立ち上がるよう、厚生省とも連携しながら実施方針策定のためのガイドライン等の準備をしているところであります。この実施方針が、国なり地方自治体なりが策定する、いわゆる募集要綱であり、これが出された瞬間からPFI事業のプロセスがスタートするわけであります。

いずれにしても、当省としては、引き続き産業界や地方自治体並びに本協議会の皆様方と密接な連携の下、法案の早期成立等に努めて参りたいと思っております。

【質疑応答】

質問：

- ①PFIに対する公的支援の考え方について
- ②PFI事業が既存の公共事業より安価になることについて
- ③廃棄物発電をPFI事業で実施する場合は、通産省所管である売電価格と厚生省所管のティッピングフィーに大きく依存しているがどうか。
- ④法案の成立可能性について

通産省：

- ①PFIの目的は、まさに国民が払った税金を如何に有効に活用するかということであり、イギリスではバリュー・フォー・マネーと言われている考え方です。この考え方に基づいて、支援策については、従来型の公共事業費等との比較もした上で、あくまで民間の方々のやる気を補完する、インセンティブを与えるものとして、個別事業の特性に応じて検討することが必要と考えております。
- ②現在当方が知り得ている事例として、民設公営の社会福祉施設（20年間の債務負担行為を前提としたリース方式によるもの）について、性能発注としたため、相当建設単価が抑えられたような話があります。
- ③売電価格は電力会社と事業者の関係で、ティッピングフィーは当該自治体と事業者の関係で決定されるものあり、個別プロジェクト毎に状況は異なると思われま。事業の採算性を確保するという意味では、ティッピングフィーが効果的と思いますが、本件については、ガイドライン等の作成時に、厚生省とも議論させていただくつもりです。
- ④PFI推進法案は、自民党が党議決定し、党を挙げて推進している法案です。また、政府全体でも、経済対策や構造改革等の文脈の中で重要な柱の一つとして認識しております。さらに、民間の方々の関心も期待も高まっておりますし、行財政改革や規制緩和、経済対策の動きなどの大きな流れの中で、法案が通らない可能性は限りなくゼロに近いと思っております。



■ 自治体側からみたPFIのメリットと課題：RDF発電の例

講師：RDF全国自治体会議
吉川新氏

三重県の企業庁でRDF発電を担当しております吉川でございます。いまご紹介ありましたように、RDF全国自治体会議の事務局をアサっております。

私ども三重県の北川知事は、生活者起点という視点を掲げており、いままで行政は住民に対して、できるだけ物事を知らせずに、何かをしてあげるという上から下への姿勢であったのを、実際生活者が何を求めている、それにどう手助けできるのかという

ことを念頭に、住民のパートナーとしてやっていくというスタンスへの転換を図っています。

この中では、第一に、アカウンタビリティ（accountability）すなわち住民に対する説明責任ということで、何の目的でどうやっていくということをはっきり住民に言っていこうというスタンスを重視し、次に、コラボレーション（collaboration）ということでNPO等を含め、官民で一緒に働くということを進めています。官主導ありきではなく、本当に官がすべき仕事かどうかを見据えた上で、業務や組織を見直していこうということを考えています。

そのような中で、私は広域RDF発電を担当しております。私が三重県におけるRDF化構想というもの

【要約】

- 資源循環型の社会の礎を目指し、サーマルリサイクルを行うためには、分散した廃棄物を効率よく集積させる仕組みを作る必要があり、三重県では広域RDF発電を推進している。
- 当初は、一部事務組合や広域連合をつくり支援措置や交付税措置等を活用して実施することが考えられたが、現状の廃棄物焼却施設は様々な年代に建設されており、広域連合等への参加時期にばらつきが生じる恐れがあったため、市町村ではなく県が実施することとしている。
- PFIとして、BOTやBOOなどの手法の検討を進めてきたが、ダイオキシンの規制の時期の問題等により、従来型の公共事業として発注する予定。
- 廃棄物発電を商売として考えるのではなく、適正処理とかサーマルリサイクルの上で、どれだけトータルとして財政支出を少なくできるかという視点で考える必要があり、現状の財政の破綻状況を考えると、広域化によるPFI方法での事業の実施が望ましいと実感している。

【民間（PFI）の場合のメリット】

- ・適材適所の人事が可能であり、組織のスリム化等によりコスト削減の効果が大きい。
- ・メーカー側が管理を実施するため、余分な仕様、手間が省ける。
- ・売電収入等を含めて民間に委託した場合には、発電効率を下げることでメンテナンス性をあげ

て効率化を図るなど様々な設計上の選択が可能であり、設計から管理までを一体化することにより、大幅な事業のスリム化ができる可能性がある。

【PFIの導入の問題点】

- ・法案の成立及び国の支援措置が不透明であること。
- ・電気料金制度について、PFIで民間が廃棄物発電を行った場合の料金が不明であること。
- ・廃棄物処理事業における事業委託の再委託禁止条項。
- ・ごみの減量化が進んだ場合、他地域あるいは他の廃棄物を燃やすことになり、地域の減量化の努力が環境への負荷の面で報われない可能性がある。

【広域化の問題点（RDF発電施設の問題点）】

- ・廃棄物が予定の量（200トン／日）集まらない場合の負担方法。
- ・ごみの減量化の政策との矛盾（ごみが減少すると発電での収益が上がらない。）
- ・ごみの運送費と処理料の負担の問題（ダイオキシンが発生しないならば、通常の焼却施設で燃やした方が負担が少ない。）
- ・現状の容器包装リサイクル法では、マテリアルリサイクルが原則となっている。
（トータルのエネルギー消費の面では、サーマルリサイクルの活用も有効。）
- ・容器包装リサイクル法が進展した場合、RDFの燃焼に必要なカロリーが減るといった問題が生じる。



を提唱いたしましたのは、平成3年から4年にかけてで、その当時は市町村の固有の事務であるごみ処理に、県が手を出すのはタブーでありました。しかし、三重県には69市町村あるのですが、それぞれが非常に分散しており、各市町村の人口が小さいという現状があります。そのため、サーマルリサイクルを行うためには、分散した廃棄物を効率よく集積させる仕組みを作る必要があります。ごみ固形燃料というものが住民の方々にも受け入れられやすいのではないかと考えて、ここまで広域RDF発電を進めてまいりました。市町村はRDF化、つまり、ごみを固形燃料化して下さい。そうすれば、どこかに燃料を適切にサーマルリサイクルとして利用していく仕組みを作ります。こういう話からスタートしております。電力会社やセメント会社または建材会社での利用も含めてとにかく利用する仕組みさえできれば、非常に市町村にとってもありがたくて、炭酸ガスの発生の削減あるいは石油資源の節約と、いろんな効果があるのではないかと考えて始めたわけです。

最初は、市町村が広域の一部事務組合や広域連合をつくり支援措置や交付税措置等活用して実施することを考えましたが、廃棄物の焼却炉といえますのは様々な年代に建設されておりますから、ある一時期に組合を作るといのがなかなか難しく、まして市町村には、エンジニアも不足している等いろんな問題があり、市町村ではなく県が実施するという考え方が浮上しました。県で事業を行えば、電気事業を30数年実施してきたため人材もいる。財政的な体力もあるため、初期にRDFが集まらなくても過渡的

にしのげる体力がある。支援措置はこれからのこととして、一般会計の支援を入れることにより実現化できれば、資源循環型社会の礎みたいになれるのではないかと。そうすれば国の制度も引き出せるのではないかと。そのような考えから、三重県のRDF構想を推進してきました。

このような中で、今年の5月にPFI法案が上程されたわけですが、それ以前から、県会議員とか、知事もそうですが、官が何でもやらなければならないというのではおかしいのではないかと議論が元々ありまして、BOTやBOOなどの手法を含めた検討を進めてまいりました。

最終的な結論につきましては、今回の桑名における広域RDF発電所では、PFIの実施は難しいということになりました。その理由は、ダイオキシンの規制が14年の12月から強化されるため、各自治体はそれまでに何らかの対応を行う必要があり、そのためRDFを選択したところでは、14年12月までにRDF発電所が完成していなければならない中、法案も通っていない状態で、期限までの実現が危ぶまれたこと。また、ここ2年間にわたり、立地場所周辺の住民に対して、きちんと県が責任をもってやりますからと申し上げてきたため、いきなり、民間での事業の実施というのは、落ち着いた立地問題に再度波乱を起こしかねず、限られた時間内に円滑に事業を進めようと思うと非常に難しいと考えられたことによります。

PFIのメリットとしては、最初のファイナンスに民間を活用できる点と民間の技術及び経営ノウハウを活用することにより、人の雇い方や技術的仕様について自由度が増し、スリムな形で事業ができることと思っていますので、公共で行った場合と同じレベルの支援措置が、初期費用に導入が可能であれば、管理面で民間の優れた技術、運営方法が導入でき、一番いい形だと考えています。

しかし、民間に事業を任せる場合に、設計思想があって、維持管理の思想があって、そこで切磋琢磨、努力すれば、利益が上がるという、切磋琢磨の余地又は裁量の余地というものが、広い形でないと、従来型の事業や押しつけ合いの従来型の三セクと差異がなくなってしまうという問題があります。われわれが今度作る三重県の発電所においても、企業がど

こになるかわかりませんが、そこが建設の段階から維持管理を見通して切磋できる仕組みが導入できないかということを検討しているところであります。

私どもも公営企業として、ある意味ですでに企業経営をやっていると思っております。しかし、民間の方から生ぬるいといわれるように、公務員という立場で仕事をしている以上、他とのバランスだとか人事の硬直とか、いろんな意味で本当に民間の方がやられるようなスリム化ができないのも事実です。

例えば職員につきましても、民間であれば全部正規職員でなければいけないなど考える必要もなく適材適所の人をはりつけられて、そのことによるコスト低減の余地は大きいと考えます。

それから、水力発電所の1つの建設を担当した時の経験ですが、効率の良いメンテナンスをするためには、電気回路も全部把握しておかないとならず、また、我々が使い勝手の良い回路にさせていただかないと管理上困りますので、設計段階でメーカーの方と綿密な打ち合わせをする必要があります。そのため、素人にわかるようにするためには非常な時間をさかなければならないということがあり、プラントを建設した者がメンテナンスをする場合と比べ、経費が高くなることが考えられました。

また、仕様で発電所の効率を28パーセント以上と書いた場合には、果たして28パーセントの性能があるのかないのかを試験したり様々なチェックをする必要があります。しかし、売電収入も含めて民間に委託した場合には、発電効率を下げるによりメンテナンス性をあげて効率化を図るなど様々な設計上の選択が可能であり、設計から管理までを一体化することにより、建設途中の検査を含め大幅な事業のスリム化ができる可能性があるのではないかと考えています。

このように、いろいろな意味で、公が実施した場合にはコストが増えてしまう要因があると考えられ、PFIとして民間の活力を利用するということは、有効であると考えています。

しかし、一方で現実問題として、PFIの導入にも問題があります。まず、法案の成立とともに国の支援措置がみえていないということであり、また、その他にも、例えば電気料金制度につきましても、一般廃棄物を処理する場合には、廃棄物余剰という

メニューが適用され優遇されていますが民間が同じように廃棄物発電を行った場合にどうなるのか判らないという状況であります。

それから維持管理についても、再委託が禁止されているという問題があります。今回のわが県が行う事業についても、市町村から県が委託を受けて廃棄物処理を行なうこととなりますが、それをまたより効率的に行なうために民間に委託するとすると、市町村から県、県から民間という形になり、再委託を禁止するという条項に引っかかるのかどうかという問題があります。この点が、懸念として残っていますが、可能な限り、法の許す範囲で実施して行きたいと考えています。さらに、県が補助金を得て施設を作り、その施設を企業庁が運営するとすると、県の財産を公営企業に貸すことになるのか、それとも譲渡することになるのかという、議論があり、補助金の適正な執行なのかどうかという問題も起こります。

こういった細かい議論が今後必要になると考えています。

また、廃棄物発電では例えば200トンの発電所を作った場合に、廃棄物が200トン集まらない場合の負担をどうするのかという難しい問題があります。水道事業における責任水量制のような形も考えられますが、県費を出したらいいではないかという議論も出ます。しかし、ランニングに県費を出すというのは名目が立ちません。また、ごみの減量化の政策との矛盾があり、ごみが減少すると発電での収益が上がらないという問題が生じます。ごみの量については外国の事例でも、公側の責務となっているようですが、間違っても環境行政としてごみを増やして下さいということは有り得ないので、フランスなどで成功しているように、非常に広いエリアからのごみの集積が必要であると考えられます。

運営費として、市町村に負担を求める場合、予算の作成上、負担が毎年変動へすることへの対応は難しく、一定となることが望ましいと考えられますが、そうしたときに、RDFの入荷量に予測との乖離が生じた場合、見積りが甘かったのか、ごみの減量化に努力したのか、またその場合の負担はどうするのが大きな問題となると考えられます。

もう1つに、ごみの運送費と処理料の負担の問題

があります。お金だけの面で考えると、ダイオキシ
ンが発生しないならば、通常の焼却施設で燃やして
いた方が負担が少ないという議論も出てきますが、
炭酸ガスの削減、石油資源の節約の観点からは、未
利用エネルギーを活用することが望ましいと考えら
れます。市町村がお金の問題だけで処理システムを
決定してしまうのではなく、社会全体の負荷軽減を
図る仕組みが必要なのだと思うのです。

加えて、容器包装リサイクル法に関して、古紙
がリサイクルで利用できないならば、集めた古紙を
エネルギーとして利用しなければならないのではな
いかということが、先般、報道されたかと思えます。
容器包装リサイクル法ではマテリアルリサイクルで
いくということが原則であり、ペットなどの資源化
も進んでいますが、物の循環というものを考えた場
合、トータルのエネルギー消費の面でマテリアルリ
サイクルだけではうまく成立しない部分もあり、サ
ーマルリサイクルをリサイクルとして活用すること
が望ましい場合もあります。その場合RDF化を行な
うことが再商品化の役割を担うことにもなり、容器
包装リサイクル法の指定法人の負担で、処理費用が
賄えないかといった議論ができないかとも思ってい
ます。

維持運営については民間活力にお願いするのがも
っとも効率的だと思っておりますが、焼却による煙
を削減するため地域の方々が一生懸命ごみを減量化
した場合に、民間による事業の場合には他地域ある
いは他の廃棄物を導入して燃やすことになってしま
い、地域の方々の努力が報われないことになってし
まいます。また、容器包装リサイクル法が進展した
場合、RDFのカロリーが減るという要因もあります。
このようなことから考えますと、廃棄物発電を商売
として考えるのではなく、適正処理とかサーマルリ
サイクルの上で、どれだけトータルとして財政支出
が少なくなるのかという視点を持って考えないと、
廃棄物発電の実現性は困難であると考えます。

しかし、様々な問題はありますが、正直いいまし
て、これだけ財政が破綻してしまいますと、PFIしか
ないのではないかということも実感しているところ
でございます。

【質疑応答】

質 問：

- ①自治体の方々からみたPFIの実施のインセンティ
ブは、資金調達と効率的な運営の実施にあると
考えますが正しいでしょうか。
- ②実際に、既存の公共事業をPFIで実施した場合に、
どの程度の支出削減の効果があるとお考えでし
ょうか。
- ③PFIにはどの程度の補助が不可欠なのでしょうか。
- ④発電を行う場合ある程度の規模が必要になると
考えますが、規模が大きくなると輸送費も大き
くなり、そのバランスをどうお考えでしょうか。
- ⑤米国でのPFIの経験から申し上げますと、15年
間の運営委託は、良質の燃料を使う一般の発電
設備でも難しく、ごみ燃料で15年間の運転をを
責任もって面倒みることは厳しいという印象が
あります。また、ティッピングフィーと売電収
入の比はだいたい7：3、場合によれば8：2
ぐらいになっており、電力はどんどん自由化さ
れていますので、どうしても安くなる傾向にあ
ります。そのため、ティッピングフィーに依存
せざるを得ないというのが世界の趨勢でありま
すが、三重県の場合はそれがちょうど逆転して
いて、収入面では非常に厳しい課題だと思いま
す。また、自由化されている欧米では、ごみの
処理ができない場合は、ティッピングフィーを
高く払ってでも処理をしてもらはなければなら
ないという考え方で相場が決まり、処理場が立
地している市町村の処理料は安く、処理場がな
く、遠方からでも処理をしてもらはなければなら
ない市町村の処理料は高くなる構造をしてい
ます。また、産廃と一廃の垣根の撤廃は是非実
現をして欲しいと考えています。

吉川氏：

- ①ご質問の通りです。
- ②明確な数字は持ち合わせていませんが、私の印
象といたしましては、水力発電所の担当のとき
は、中部電力に電気を売って商売をしていまし
たので、電力料金の査定が厳しく、水道事業を
担当したときの印象では、補助金もあり、設備

の値段が電気のと時のコスト感覚に比べて倍ぐらい違うという印象があります。また、民間側も公共担当と民間担当とセクションが違い、事業単価が違うようです。

- ③管理費については、大幅な削減が期待されますが、償却費（施設建設費）には支援策がないと厳しいと考えています。
- ④200トンというのは一般会計からの補填を前提して、ぎりぎり維持管理費が出せる規模であり、RDFで200トン、ごみで400トンを理想と考えた経緯があります。
- ⑤アメリカでの地元の優遇措置も聞いていますが、平等性という意味で、市町村により料金を変化させることは難しい状況にあります。遠いところは輸送費も高く処理費も高いというのは、たぶん受け入れられないだろうと考えており、立地してい

る市町村は輸送費はいらないし、発電所を併設していることでの他のメリットもあります。しかし、住民感情からすれば、何故他の市町村のRDFを処理しなければならないのかという問題があり、そのバランスを考える必要があります。産業廃棄物につきましては、一般廃棄物との混焼の実現の前に、住民の廃棄物処理施設に対する不信感を解消することが大切だと考えています。住民感情としては不適正処理、不法投棄等の延長上で、廃棄物処理施設を見る傾向があり、民間の方を信頼しないわけではありませんが、PFIでごみ処理を実現する前に、公営企業又は県として広域RDF発電を成功させ、まず信頼の回復、イメージの悪さの払拭ということから始めなければいけないと考えております。

今後の活動予定

■ 欧州視察

以下の日程で、欧州（イギリス、デンマーク）へのPFI先進事例等の調査が実施されます。

調査日程：1999年2月22日（月）～3月3日（水）

訪問先：ウェイト島廃棄物発電プロジェクト、ティズレー廃棄物発電施設、カークリーズ廃棄物発電プロジェクト、デンマークエネルギー庁、ケムコントロール社 等

■ 総会の開催

3月下旬を目途に、総会の開催を予定しております。詳細は別途ご案内いたしますが、ご出席の予定をよろしくお願いたします。

新エネルギー・リサイクル等推進協議会 事務局

〒108-8480 東京都港区西新橋1-4-6 CYDビル
(財)エンジニアリング振興協会
TEL 03-3502-4444 FAX 03-3502-4964

〒102-0082 東京都千代田区一番町16番
(株)日本総合研究所
TEL 03-3288-4613 FAX 03-3288-4689